

## 大分県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.0E-4	3.4E-1	2.2E+1	22.2
64	エトフェンプロックス	2.0E+1	2.0E+1	5.1E+0	1.0E+1	55.9
117	テブコナゾール				1.8E+0	1.8
139	トラロメトリン			9.3E+0	8.8E-1	10.2
140	フェンプロパトリン			3.2E+0		3.2
153	テトラメトリン	1.8E+2	3.4E+0	1.7E+2	4.9E-2	345.3
181	ジクロロベンゼン	3.3E+2	2.8E+2			616.4
225	トリクロルホン		6.0E+0			6.0
248	ダイアジノン		9.0E-1			0.9
251	フェニトロチオン		1.7E+2	2.6E+0	4.2E-2	172.4
252	フェンチオン	4.2E+0	8.7E+1			91.1
256	デカン酸				2.0E+0	2.0
350	ベルメトリン	1.2E+1	4.7E+1	1.2E+1	3.0E+1	101.2
405	ほう素化合物		5.8E-1	1.5E+1	1.2E+0	16.8
427	カルバリル			1.2E+2		123.4
428	フェノプカルブ			9.1E+1	8.0E+1	171.3
457	ジクロールボス	8.1E+1	7.9E+2			867.7
合 計		6.3E+2	1.4E+3	4.3E+2	1.5E+2	2607.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等